

第23回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月23日(月) 午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(1名)

8	赤松拓也
---	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第107号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第108号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第109号 非農地証明願について
- 日程第6 議案第110号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 報告第7号 農地原型変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第23回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい、今日は第23回農業委員会総会ということですが、もう田植えも一部のところではもう終わったというところもありまして、また、一部のところでは、最盛期で農作業を忙しくされているところもあります。今年は非常に田植えを始める時期から雨が少なく、圃場によってはなかなか代が掻き難いという圃場もあったと思いますが、今週半ばには天気が雨になると天気予報も出ておりますが、その中でまた農作業に勤しんでいただければと思います。それでは議案に従いまして、審議いただきますようお願いいたします。簡単ですが開会のあいさつと代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>13</u>名であります。</p> <p><u>赤松農業委員、酒井推進委員、西川推進委員、出口推進委員、山本推進委員</u>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第23回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>6番 高田 <small>よういち</small> 洋一 委員、7番 清家 <small>としあき</small> 壽秋 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、松岡照明委員より説明願います。</p>
松岡委員	<p>失礼します。議席番号4番 松岡です。</p>

	議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第106号 順位1番 説明】
松岡委員	5月16日に譲受人、末廣推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第106号 順位1番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、渡邊康志委員より説明願います。
渡邊康委員	失礼します。議席番号12番 渡邊です。 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第106号 順位2番 説明】
渡邊康委員	5月17日に譲渡人、譲受人、清家農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。酒井推進委員には別日に確認いただいています。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第106号 順位2番 説明】
渡邊康委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位3番について、水野規雄委員より説明願います。
水 野 委 員	失礼します。議席番号11番 水野です。 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第106号 順位3番 説明】
水 野 委 員	5月17日に譲渡人、譲受人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計6名で現 地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第106号 順位3番 説明】
水 野 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (谷口委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位4番について、川平定計委員より説明願います。
川 平 委 員	失礼します。議席番号14番 川平です。 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第106号 順位4番 説明】
川 平 委 員	5月17日に譲受人、山本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を 行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第106号 順位4番 説明】

川平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長 (谷口委員)	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (谷口委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (谷口委員)	議長を川平委員と交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	続いて、順位5番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。議席番号13番 谷口です。 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第106号 順位5番 説明】</b>
谷口委員	5月17日に譲渡人、譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第106号 順位5番 説明】</b>
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、

	順位 5 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位 6 番について、松岡照明委員より説明願います。
松 岡 委 員	失礼します。議席番号 4 番 松岡です。 議案第 1 0 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 6 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 0 6 号 順位 6 番 説明】
松 岡 委 員	5 月 1 6 日に譲受人、末廣推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 0 6 号 順位 6 番 説明】
松 岡 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
議 長	はい、高田委員。
高 田 委 員	議席番号 6 番 高田です。この申請者の方で所有地の貸付地が 2,461 m <sup>2</sup> あると思うんですけど、これはどの農地か。写真をつけていただいているんですけど、どの農地か教えていただきたいと思ひます。
議 長	ここでしばらく休憩とします。
議 長	議事を再開します。事務局より説明願ひます。
事 務 局	失礼します。貸付けている農地は写真の農地とは別のところになるのですが、〇〇〇〇番になります。
高 田 委 員	一筆ですか。
事 務 局	はい、一筆で 2,461 m <sup>2</sup> となります。田んぼなので水稻を作付しています。
議 長	事務局からの回答がありました、他にありませんか。
議 長	はい、高田委員。
高 田 委 員	私が写真を見る限り、前回の平成 30 年に現地調査を行ったんですけど、その現況から全然変わっていない。というのが、特に一番問題なのは、〇〇の三か所、これは誰が見ても違反転用の事案であります。それから〇〇については、これも耕作放棄地で水稻を作付されていたような形跡はない。特に〇〇〇番、〇〇〇番については管理もされていないような状況で、今回、申請があったのは作付計画で、水稻と野菜を作りたいということですので、既存の農地がありますので、既存で水稻と野菜を作ったら、作るべきではないかと。まず、それから、そのあと、農地が不足するので規模拡大したいというべきではないかと考えまして、私の意見は、全部効率要件を満たし

	ているとは考えにくいと思いますので、不許可にすべきではないかと考えます。
議長	高田委員からはそういった意見が出ていますが、その他の委員で、ご意見ありましたら、出していただけたらと思います。
斯波委員	問題なのは、今後、この買われる農地がちゃんと管理してもらえるかじゃないの。ちゃんと使ってもらえないならいけないけど、ちゃんと使ってもらえるならそっちのほうがいいんじゃないの。
議長	いや、この写真の2ページ目を開いていただいて、これはすでに持たれている土地なんですけど、高田委員が言われたのは、この〇〇〇番であるとか〇〇〇番、まあ〇〇〇番に関しても、転用事体が違法じゃないかと、まずはこういうのを先に是正すべきじゃないかという意見です。それで議論されているのは、今回の件と前回の案件も含めて。
高田委員	私が言いたいのは、この許可要件というのがあるじゃないですか、許可条件の一番最初、第2項第1号の許可条件が満たさないということです。農地のすべてを効率的に利用できていないからダメということです。
議長	はい、谷口委員。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。私も高田委員に賛成なんですけど、あまり人のことを悪く言うのもあれなんですけど、ずっと今までの経過を見ていた中で、この方が注意喚起した時に、やられるかと言ったら、やられてない現状が今までもあるので、僕自身も今回の申請に関しては、やっぱり、今荒れているところをきちんとして、それからの申請をして進めていただかないと、何度出されても、同じ結果になると僕は考えます。
議長	現地確認に行かれた松岡委員、何かありませんか。
松岡委員	今、申請が出されている畑なんですけど、登記簿で全部で約500㎡。この〇〇〇〇さんという方は、ご主人がこの地で育て、土地を持っておられるわけです。奥さんの〇〇〇〇さんは、全然〇〇にどれだけの山、田畑があるか知らない。そういう方でして、そして、この農地も小さいのがとびとびであるんですけど、全然知らないもんで、管理もしていない、だから荒れてもいる、そんな状況です。それを今回、〇〇〇さんが購入という形で、申請をしておるわけです。そういった、誰も受けてのいない荒れた農地、誰のものかもわからないといったような、見たらわかると思いますが、そのような土地であります。そういったのを、手放して管理してもらえるのなら、それもよしではないかな、ということで、このような売買をされました。それから前月、前回の総会の時にもありましたけど、〇〇〇〇さん名義の申請が。全部を売却して、誰かに作っていただいて、管理をしていただいて、そして、ご近所さんに迷惑をかけないという形をとろうということで、申請をされました。私も本人はよく知ってはいるんですけど、全然農業のこと、そして家の農地がどれだけあるか全然知らない。まあ仕方ないかなと。作ってくれる人、購入してくれる人がいればいいかなと思い、こういう形で私も申請

	を受けました。以上です。
議長	それぞれ意見があると思いますが、譲渡人の立場の思いを凶った時の判断の仕方と、譲受人の〇〇〇さんの過去のいろんな実情を見た時に、すんなり承認していかどうかというのが、悩ましいことになっているわけですが。
谷口委員	会長のおっしゃる通りで、渡したい人の気持ちは僕もすごくわかるので、誰かいい人がいれば手放して、耕作してもらいたいというのはすごくわかるけど、ただ、相手先が誰でもいいってわけではなくて、やっぱりきちとした、しっかりとした人が将来的にずっとやってもらえれば、安心して僕らも承認できるような人じゃないと。安易に申請が出たから通すってわけにはいかんかなと僕は思います。
議長	はい、高田委員。
高田委員	松岡委員さんの話があったのですが、心情はよくわかります。しかしながら、農地法の許可条件を満たさないのが明確な場合において、やっぱり法律に基づいてここは判断せざるを得ないと私は思います。それともう一件ですね、私が不自然に思っているのは、この耕作されていない農地ですね、〇〇の〇〇〇番と〇〇〇番、それと〇〇〇番ですね。これについては、水稻を作られていると思うんです。水稻を作られているのに〇〇〇さんは、水稻に供する農機具であるコンバインや田植え機を所有されていない。ということは、誰かに作業委託をされておるとい風に推測できます。となると、あとの農地については、耕作されているような実態が見えない。その中で、農作業の従事日数が世帯三人で350日。水稻が作業委託で、主に作業委託されておるとい風なところで、350日どこで、どのように従事されているか、というのが非常に不自然であるという風に感じております。そこから、従事日数についての第2項第4号の従事日数についても非常に不自然さを感じております。以上です。
松岡委員	議席番号4番 松岡です。私もこういう売買の申請がありましたので、現地調査に行きまして、聞き取りを行いました。その結果をこういった形で今回、総会で報告したわけです。お願いを申し上げたいんですけど、ご審議のほどをですねしていただけたらありがたいかと、私も今ほど高田委員、谷口委員が言われたように見え見えの点もあるような申請であるということは、重々承知はしておりました。当事者からそういった申請があった以上、聞き取りをして、全部やっておりますよっという形をとればですね、この場で諮っていただけるということで、皆さんに審議をしていただけたらありがたい、というところです。以上です。
議長	末廣推進委員。
末廣委員	私も調査に同席をさせていただきました。松岡農業委員と本人のやり取りを聞かせていただきました。委員の方からは、厳しくその辺の指摘もされ



	<p>ておりまして、これは不許可になるかもしれませんがということも伝えてはいましたが、本人はやりますという風なことでありまして。調査をした者としてはそれを曲げて議論ができないわけでありまして。本人の申請、意見、考えがあり、そういうことは委員が報告した通りであります。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>山本委員。</p>
山 本 委 員	<p>議席番号11番 山本です。そもそもなんですけど、〇〇〇番ですか、これは事務局にもお伺いしたいんですけど、農地パトロールの範囲には入っていませんでした。</p>
事 務 局	<p>こちらは、農地パトロールには入っていませんでした。</p>
山 本 委 員	<p>それでしたら、今後、農地パトロールの範囲に入れて、もし現状が変わっていないのであれば、本人さんにまだ何もできてないですけど、どういう状況ですか、といったような形で言ってあげてもいいのかなと思います。</p>
議 長	<p>はい、谷口委員。</p>
谷 口 委 員	<p>議席番号13番 谷口です。誤解のないように、別に松岡農業委員や末廣推進委員のことをこれはいかんじゃないかと言っていただいているわけではなくて、僕らも経験上、こういう風なことも考えられる、というあれですので、その辺も十分誤解のないようにしてもらいたいのと、やっぱり僕も農業委員として、いろいろ報告はしますが、その折には皆さんのご意見で、総意で、許可が通る通らないということになっているので、一応報告はしますが、通らないこともありますよってことは、一言言いつつも別れるんですが、そういった意味では、二人が心配することはないと思うし、それ以上に心配されることが、今、高田洋一農業委員が言われた、指摘されたようなことで、以前言ったことで、きちんとやってもらっていることが目に見えるようであれば、考え方を換えられたんやなって思って、許可を下ろしたくなるんですが、なかなかそういう風になってない状況を見ますと、変化がないのかなってところで、二の足を踏むところもありますし、そういう意味ではちょっと様子を見て、今回の件は、様子を見ての再申請をしてもらう方がいいんじゃないかなと僕は思います。</p>
議 長	<p>はい、それぞれ意見が出ておられました。現地確認をする農業委員の立場からしても、本人がはい、やります、というのを絶対やらないでしよって言うのは聞き取りの中で、なかなか言うのは難しいと思いますし、基本的には性善説でやると言われたらやるでしょうという風に見るのが妥当だと思います。そういったこともありますし、今日の案件については、この農業委員会総会で承認する云々ではなくて、まだまだ内容不十分などもありますので、否決としてではなくて、差し戻しをして、再度、農業委員会で異議が出た部分について訂正をして、そこらの整理をされてから提出していただきたいという形で差し戻しをしたらどうかと思うのですが、いかがでしょう。</p>

議 長	しばらく休憩とします。
議 長	議事を再開します。
議 長	前段、差し戻しとの議論をしておりましたが、農業委員会の総会で議論して、問題点も引っ張り出してして、ここが出来ていないとかも。現地確認でやりますというような返事をされたけども、現実にはやりますというようなこともやれていないということをもって、この農業委員会の総会で、承認しますか、承認しませんかというような決を採って、そしてその決に基づいて否決になれば、本人にやはり問題が多すぎて承認ができませんでしたということを伝え、是正をされたら当然窓口を閉めるわけではないので、整理されたその時点で、農業委員会で審議いたしますよという風な返事をさせていただくというようなことで、結論付けしたいと思います。
議 長	議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番の案件について、それぞれご意見等出していただきました。採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手なし)
議 長	賛成、0名、ということで採決の結果は承認されないということで、議事録の方を残して、本人の方にその内容を伝えるということでよろしいですか。
各 委 員	異議なし。
松 岡 委 員	否決ということで、先ほどの話の差し戻しに近いような形を取ると、戻して事務局の方で否決の説明をしていただくということですね。
事 務 局	そうです。事務局の方で否決になった理由を説明しまして、その対応をしていただいて、新たに申請していただくと。
松 岡 委 員	わかりました。
議 長	日程第3 議案第107号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、水野規雄委員より説明願います。
水 野 委 員	議席番号11番 水野です。 議案第107号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第107号 順位1番 説明】</b>
水 野 委 員	5月17日に申請人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第107号 順位1番 説明】</b>
水 野 委 員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。

	これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第107号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第107号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	日程第4 議案第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議席番号6番 高田です。 議案第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第108号 順位1番 説明】</b>
高田委員	5月17日に譲受人、谷口農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第108号 順位1番 説明】</b>
高田委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	日程第5 議案第109号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、渡邊康志委員より説明願います。

渡邊康委員	議席番号11番 渡邊です。 議案第109号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第109号 順位1番 説明】
渡邊康委員	5月17日に申請者、清家農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。酒井推進委員には別日に確認いただいています。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第109号 順位1番 説明】
渡邊康委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第109号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第109号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第6 議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から事務局より説明願ひします。
事務局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第110号 順位1番から9番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、順位1番から9番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から9番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第7 報告第7号「農地原形変更届書について」の報告をします。 順位1番について、水野規雄委員より説明願います
水野委員	議席番号11番 水野です。 報告第7号「農地原形変更届書について」の報告をします。
	<b>【議案書に基づき、報告第7号 順位1番 説明】</b>
水野委員	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第23回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	6番
	7番